

(別紙2)

総行住 8 1 号  
平成22年11月26日

各都道府県知事 殿

総務省自治行政局長

住民基本台帳事務処理要領の一部改正について（通知）

住民基本台帳カードの交付等の際の本人確認の徹底等を図るため、住民基本台帳事務処理要領（昭和42年自治振第150号等自治省行政局長等から各都道府県知事あて通知）の一部を、下記のとおり改正することとしましたので、貴都道府県内市区町村に周知くださるようお願いいたします。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に基づく技術的助言であることを申し添えます。

記

第1 住民基本台帳事務処理要領の一部改正

住民基本台帳事務処理要領の一部を別添の新旧対照表のように改正する。

第2 実施時期

この通知は、平成23年1月1日から実施する。

住民基本台帳事務処理要領新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

現行	改正案
<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる(法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号)。</p> <p>A (略)</p> <p>B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は本人であることを説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法</p> <p>市町村長が適当と認める書類とは、Aに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。</p> <p>本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項(世帯構成、同一世帯の者の生年月日等)について口頭で陳述させることなどが考えられる</p>	<p>住民基本台帳事務処理要領 【目次】</p> <p>第1 (略)</p> <p>第2 住民基本台帳</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 住民票の写し等の交付 (略)</p> <p>(1) 本人等の請求による住民票の写し等の交付</p> <p>① 窓口における請求の場合</p> <p>ア 請求の受理</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) 現に請求の任に当たっている者が本人であることについて、以下のいずれかの方法により明らかにさせる(法第12条第3項並びに住民票省令第5条第1号及び第2号)。</p> <p>A (略)</p> <p>B Aに掲げる書類をやむを得ない理由により提示することができない場合には、現に請求の任に当たっている者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認める書類を提示し、若しくは提出する方法又は本人であることを説明させる方法その他の市町村長が適当と認める方法</p> <p>市町村長が適当と認める書類とは、Aに掲げる書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断により、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。</p> <p>本人であることを説明させる方法としては、同一世帯の住民基本台帳の記載事項(世帯構成、同一世帯の者の生年月日等)について口頭で陳述させることなどが考えられる</p>

。市町村長が適当と認めることができるのは、Aに掲げる方法に準ずる方法であり、これと同水準の本人である旨の心証形成が必要なため、このように補充的に確認のための行為を積み重ねることが適当である。

証明書等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行うことが適当である。

さらに、これらの本人確認方法に併せて、必要に応じ、現に請求の任に当たっている者が、当該市町村の住民である場合には当該市町村の住民基本台帳と照合して本人確認を行い、代理人又は使者であって当該市町村以外の市町村の住民である場合には住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うことが考えられる。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

(ウ)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2)～(5) (略)

5 (略)

第3・第4 (略)

第5 住民基本台帳カード

1 (略)

2 住民基本台帳カードの交付等

(1) 住民基本台帳カードの交付

ア (略)

イ 発行

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住民基本台帳カードを発行した後、ただちに交付申請者に住民基本台帳カードを交付する場合を除き、市町村の判断により、交付申請者に住民基本台帳カード交付通知書を送付する。

送付については、転送不要の郵便物等の扱いとして送付することが適当である。さらに、申請者本人への到達の確実性を高める観点から、書留郵便等によることも考えられる。

。市町村長が適当と認めることができるのは、Aに掲げる方法に準ずる方法であり、これと同水準の本人である旨の心証形成が必要なため、このように補充的に確認のための行為を積み重ねることが適当である。

証明書等の提示又は提出があった場合でも必要と判断されるときは、適宜、口頭で質問を行うことが適当である。

さらに、これらの本人確認方法に併せて、必要に応じ、現に請求の任に当たっている者が、当該市町村の住民である場合には当該市町村の住民基本台帳と照合して本人確認を行い、代理人又は使者であって当該市町村以外の市町村の住民である場合には住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報を利用して本人確認を行うことが考えられる。

本人確認を行った際には、本人確認ができた旨及び提示させた証明書等の種類等を請求書の余白に記載する方法、提示させた証明書等を複写し請求書に貼付する方法等により、本人確認の結果を記録することが適当である。

(ウ)～(オ) (略)

イ・ウ (略)

②～⑥ (略)

(2)～(5) (略)

5 (略)

第3・第4 (略)

第5 住民基本台帳カード

1 (略)

2 住民基本台帳カードの交付等

(1) 住民基本台帳カードの交付

ア (略)

イ 発行

(ア)・(イ) (略)

(ウ) 住民基本台帳カードを発行した後、ただちに交付申請者に住民基本台帳カードを交付する場合を除き、市町村の判断により、交付申請者に住民基本台帳カード交付通知書を送付する。

住民基本台帳カード交付通知書は、転送不要の郵便物等の扱いとして送付する。さらに、申請者本人への到達の確実性を高める観点からは、書留郵便等の信頼性の高い手段によるべきも

ただし、申請者から、やむを得ない理由（長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等）により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合には、例外として転送可能郵便とすることとして差し支えない。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、住民基本台帳カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、住民基本台帳カード交付通知書の郵送方法に係る申請者への事前の周知・説明等について、遺漏のないよう対応すること。

#### ウ 交 付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

のである。

ただし、申請者から、やむを得ない理由（長期入院、自宅改築（新築）中、罹災等）により、一時的に転送の手続がなされている旨申出のある場合には、例外として転送可能郵便とすることとして差し支えない。この場合、当該理由に関する疎明資料（長期入院の場合には入院証明、自宅改築中の場合には建築確認書等、罹災者の場合は罹災証明書等）の送付や提出などを求めることが適当である。また、必要に応じ、転送先に電話等により連絡を行い、住民基本台帳カードの交付申請が本人の意思に基づくものであることを確認することが適当である。

また、住民基本台帳カード交付通知書の郵送方法に係る申請者への事前の周知・説明等について、遺漏のないよう対応すること。

#### ウ 交 付

(ア) 交付申請者に対し、市町村の事務所への出頭を求め、次に掲げるいずれかの書類を提示させ（令第30条の15第1項、規則第37条第1項）、交付申請者が本人であることを確認する。ただし、15歳未満の者及び成年被後見人に対し、直接、住民基本台帳カードを交付することは適当でない。

Aに掲げる書類による本人確認について、住民基本台帳カードによる本人確認は、暗証番号を照合したうえで本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合することにより行うものとし、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認は、その表面記載事項等に基づき本人確認情報を取得し、当該本人確認情報と申請書に記載された事項を照合すること等により行うものとする。ただし、規則別記様式第2の住民基本台帳カードについては、住民基本台帳カード等の機能の不具合により本人確認を行うことができない場合に限り、住民基本台帳カード以外の書類による本人確認と同様の方法により本人確認を行うこととして差し支えない。

また、A又はBに掲げる本人確認書類については、券面の特徴等を市区町村において適格に把握できるものについては、当該書類が偽変造されたものでないことを目視等により厳格に確認すること。また、それ以外の書類については、氏名等を修正した跡がある等当該書類に明らかに偽変造が疑われる点がないかを目視等により確認すること。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、（イ）の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

官公署が発行し、本人の写真が貼付された請求者が本人であることを確認するための書類は、例示した書類のほか、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、身体障害者手帳、療育手帳及び官公署がその職員に対して発行した身分証明書が考えられる。

B 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

交付申請者に対する照会書は、イー（ウ）の交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

市町村長が適当と認める書類とは、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各

なお、A又はBに掲げる書類については、複写して交付申請書類とともに保存すること。

A 住民基本台帳カード（交付時点で有効期間内であって、カード運用状況が運用中である住民基本台帳カードに限る。ただし、（イ）の法定代理人に交付する場合を想定している。）又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるもの

その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって交付申請者が本人であることを確認するため市町村長が適当と認めるものとしては、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳が考えられる。

半導体集積回路が組み込まれた運転免許証については、券面表示ソフトウェアを使用して半導体集積回路に記録された情報（氏名、生年月日、有効期限、顔写真）が券面事項と一致することを確認する。

また、住民基本台帳カードについて暗証番号を照合できた場合又は半導体集積回路が組み込まれた運転免許証について半導体集積回路に記録された情報と券面事項が一致することを確認できた場合以外は、A又はBに掲げる書類を追加して提示させることにより交付申請者が本人であることを厳格に確認した場合を除き、住民基本台帳カードをただちには交付せず、Bの場合と同様に、交付申請者に照会書を送付する。ただし、同一世帯の住民基本台帳の記載事項（世帯構成、同一世帯の者の生年月日等）について口頭で陳述させること等により交付申請者が本人であることが明らかに確認できた場合にはこの限りでない。

B 郵便その他市町村長が適当と認める方法により交付申請者に対して文書で照会したその回答書及び市町村長が適当と認める書類

交付申請者に対する照会書は、イー（ウ）の交付通知書と兼ねることとして差し支えない。

市町村長が適当と認める書類としては、海技免状、電気工事士免状、無線従事者免許証、動力車操縦者運転免許証、運航管理者技能検定合格証明書、猟銃・空気銃所持許可証、特

種年金証書等が考えられる。また、市町村長の判断で官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。これらの書類については、複数の提示を求めることも考えられる。

なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(イ)～(キ) (略)  
(新設)

(新設)

(2)～(5) (略)

(6) 住民基本台帳カードの廃止又は回収

ア～ウ (略)

(新設)

殊電気工事資格者認定証、認定電気工事従事者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、宅地建物取引主任者証、船員手帳、戦傷病者手帳、教習資格認定証、検定合格証、官公署がその職員に対して発行した身分証明書、Aの書類が更新中の場合に交付される仮証明書や引換証類、地方公共団体が交付する敬老手帳、生活保護受給者証、健康保険の被保険者証、各種年金証書等が考えられる。また、市町村の判断により、官公署発行の書類のみならず、住民名義の預金通帳、民間企業の社員証等について採用することも可能と考えられる。

これらの書類については、複数の提示を求めるものとする。

。なお、本人確認を行う場合には、必要に応じ、適宜、口頭で質問を行って補足する等慎重に行うことが適当である。

(イ)～(キ) (略)

(ク) 住基カードの交付を行うにあたっては、交付申請者に対し、既に失効した住基カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すものとする。

(ケ) 住民基本台帳カードをただちに交付した場合には、交付申請者にその旨を通知する文書を送付することが適当であること。送付については、(1)イ～ウに準じて取り扱う。

(2)～(5) (略)

(6) 住民基本台帳カードの廃止又は回収

ア～ウ (略)

エ 転入届を受理する場合には、転入届をする者に対し、当該者又は当該者と同一世帯の者が転出地の市町村で交付を受けた住基カードを返納せずに保有していることがないかを確認し、返納がなされていない場合には返納するよう促すものとする。

なお、付記転出届がされた場合を除き、転出地の市町村で交付を受けた住基カードが返納されていない場合には、転出地市町村長に対し返納するよう促すことが原則であるが、転入地の市町村において返納を受け付けても差し支えないこと。この場合は、当該住基カードを回収した旨を転出地市町村長に通知するとともに

エ・オ (略)  
3 (略)  
第6・第7 (略)

、転入地の市町村において当該住基カードを廃棄すること。  
オ・カ (略)  
3 (略)  
第6・第7 (略)